

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還） 19

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43794

研部内

(回覧番号 10978) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (機密・秘の朱印)	符号表示 略 平	※ 総第 6349 号
電信課長	※ 第 260 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 秒 44.2.14 16.21
	大至急 至急 普通 LTF	※ 発電係 左

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北一 起案 昭和44年 2月 14日 起案者 佐藤 電話番号
---	-------------------------------	--

協議先
安全保障課長

大使 臨時代理大使
在米 下田 総領事 代理
あて 愛知 大臣 發

電報 在 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて

件名 ~~岸所長~~ 岸・レポート合決

任電米北一才 259 号に付し。

冒頭任電の岸所長のレポート高等弁務官に

対し意見提示については、~~米北一才~~ 何等の事前

連絡等もなしに、行中米北一才の259号に在り米北一

大使館に對し意見提示等ととも、~~岸所長~~ 岸所長に

14:51

漢字

(※印欄内は電信課記)

(昭和四二七一改正)

GB-1

対して (1)理由の如何を問わず極めて遺憾とすること、(2)在沖舘米側に對し「おれ」所長の見解を旨あるため説明すべきこと (1)今後かかる問題については必ず貴方と連絡すべきことを厳重に要した。

上記については 在東京米大使館に通知し、在米下田に對し所長の見解を提示せしめ、その旨を在沖舘に知らせたが、貴舘にも必要に応じて上記事情を知らせるべく米側に説明おかれたい。

B)

在米下田に付し、在沖舘に對し、

GB-3

外務省

極秘

写

光

昭和44年3月18日

牛場次官殿

在パキスタン
田中大使

沖縄返還後の基地のステイタスについて

本件については、3月11日付経信を
もって早見を申し進められたが、原案に
若干加筆致した上で、字三部送付致し、
本省担当官の御批判を乞うと存じます。

GA-4

外務省

2

沖縄返還後の基地のステイタスについて

本^試案は沖縄返還後における
安保条約違反上、わが国の安全を如何に保
守すべきの見地より、単にわが国への武力
攻撃のみならず極東に起る事態がわが
国の安全を脅威するが如き場合、これを
排除する必要がある。日本の自守の立場に
し、韓国防衛のためには、米国に対して
事前協議条項の内、戦闘作戦行動の
ための沖縄基地の使用を許すの基本的
考え方に立つものである。

1. (1) 沖縄返還は三年乃至五年後
実現するとし、その後における同地域の
基地のステイタスについては事前協議

GA-4

外務省

条項をそのまゝ適用するが、同時に
 公換公文又は交換書簡をもつて更に
 或いは日本政府の一方的宣言として
 事前協議条項の運営に關する日本
 政府の基本的立場を明かにすることを
 考へらる。

交換公文等の形式をとる場合
 米側文書の内容は例之は極東の
 平和と安全に關し沖繩基地の果に
 果た重要な役割を言及し、同地域
 返還後においても、基地の使用に
 關し極東の平和と安全の維持のため
 機能が確保せらるる事前協議に
 おいて日本政府がその立場を決定
 することを希望し、日本政府の基本的

これに關連し、米口としては特に韓口の安全の
 確保にこれに重大な関心を有するものである。

立場を確認した。この如き趣旨が
 想定せらる。これに対する日本側文書は
 日本政府は極東の平和と安全の維持を
 重要視し、極東において日本の安全を
 脅威する如き事態が生ずる場合は
 必要と認められる限度において米軍の
 戦術的戦行動、沖繩の基地の
 使用に許す用意がある。此に關連し
 韓国に對し組織的且大規模な
 武力攻撃が起す時は日本の安全を脅威
 するとして重大な関心を表明するもの
 如きものとなる。

(2) 前記方式は米側が極東の
 安全即ち全日南アジア全域の防衛に關し
 沖繩基地の使用に關し日本の協力を

求め、日本は極東における軍事紛争に
 対して、自らの安全を脅威するが如き
 場合の戦闘作戦行動のための沖縄
 基地の使用を許すとの日本両国
 立場を対比して 国内に PRESENT
 且 両国が特に重要視す韓国
 防衛については 明確なコミットを
 与えるとの考えが立つ。 ^{従って} 韓国以外の
 地域については 其の事態が日本の
 安全を脅威するか否かに依り日本政府
 其の態度を決定するとの立場をとるが、
 基本的態度として 日本の直接的防衛
 以外に日本、安全を脅威する事態に
 対して 積極的に 随扶権を行使す
 との姿勢をとるものとする。

2. 沖縄における核兵器の配置は
 復讐する理由に利認めない。
3. 別に 安保条約上の日本の義務を
 言及し履行すべきことと米国の誓約等。
 即ち 空母艦隊(空母及び潜水艦を伴う)の
 寄港、義昭空軍の一時駐留等は
 敢て認めるとの立場を堅持する外、
 本士及び 沖縄基地の安定化のための画期
 的措置を講ずる。



^{討議}
 本議案は日本が 韓国防衛のみに関しコミットし
 且 戦闘作戦行動のための基地使用を沖縄のみは限定
 加長において米口としては殆ど不満無きが、政府としては
 国内情勢との関連において、中途で腰くたえを
 よう、当初より弁別の一線を設定し且この立場を
 敢てまで堅持すべきものと考へる。

註

1 東アジアにおける米国の軍事的要請と
日本基地の役割

(1) 米国の目的とするところは自由アジアの
防衛であり、その中核戦力に対し抑止力
を行使し、大戦の勃発を防止すること
であると認めらる。前者に關し米国の
として困難であるのは自由アジア大陸部の
防衛であり、具体的に韓半島と
台湾半島である。東アジアの日本に始り
南方に延びる島嶼の線は強力な海軍
力に對し地域防衛は容易である。これに
比し、アジア大陸部は共産側の大陸軍に
對抗するに對し、後方に整備し中核

補給基地の代わりに南朝鮮の地上部隊を
支援するに「戦闘作戦行動」用の空軍
基地を必要とし、更にこれにエールは
戦術核を使用することの構えも必要である。
これに關連して、日本及び沖縄の基地の
役割は、全自由アジア防衛のための補給と
主として韓国防衛のための「戦闘作戦行動」
のための米軍の行動を支援することである。

(2) 核兵器の配置については所謂非
核三原則等内政的理由を除いて、純
軍事的見地及び日本の核政策にも賛否
沖縄の非核化は抑止力を弱めることは事実である。然し他方において
内閣が検討してある。即ち国土狭小、
人口及び工業の密集に於ける日本は核攻撃
に對しては極めて脆弱であり、西歐と比較
して、貫深性の表に於いて地勢的条件を

異なり。しかし日本自身が核武装しては、有効
 な抑止力とならないとの懸念がある。詳細な
 議論は有るが、^同様の考え方が米国の
 核兵器の日本への配置についてあてはまると
 日本が軍事的にも大國として復帰する道を選ばない
 あり。従って日本の SELF INTEREST として
 核抑止力増上及び背後にある方が望ま
 しいとの主張も成り立ちうるであろう。

又政治論を中共との接近距離に
 関連して核基地をおく事は今後における
 東アジアの緊張緩和の観点より一考を
 要するところであろう。核政策の問題は
 今後における中共の核開発及び日本国内の
 情報変化との関連において将来の懸案と
 しおくべきものと考える。

2. 事前協議条項の解釈と日本の立場

(1) 事前協議条項は申すまでもなく、
 米軍の特定行動に対する日本の選択権を
 規定するものである。それが国会における
 野党攻撃のため、米軍の特定の行動を禁止
 するための協定である。このような状態となっ
 ている。特に核兵器の配置については所謂
 非核三原則に制直で事実上禁止条項
 となっている。

然し「戦闘作戦行動に備えては
 安保改正当時、日本領域外に起る事態
 であつた。日本の安全に直接的な脅威が及ぶ
 如き場合は米軍の行動に対して肯定的立場
 をとりその説明を行つた記憶がある。

(2) 米国の目的とするところは前記1の通り、自由アジアの防衛にある。これに関連して起つる事態と事前協議事項の解釈との関係を見れば、韓国防衛のためには沖縄のみならず、日本基地を「戦闘作戦行動」のため使用する必要がある。他方台湾防衛は空軍艦隊に判 手当が可能であり、空軍艦隊が台湾方面において行動中、補給のため日本に寄港して、事前協議事項の解釈上「直接戦場」に向けて発進し、かつ日本同意を必要とする。又台湾以南の地域防衛については、日本及び沖縄基地の役割は主として補給である。沖縄から北越の爆撃は事例はあつた、しかし不可決の軍事的要請とは考えられぬ。

台湾以南には比島及びタイの基地がある。勿論現在沖縄は東アジアの米軍体制の要である。然し「戦闘作戦行動」に限り、台湾を境として韓国を支援する日本及び沖縄の基地群は、沖単島を対象とする南方基地群との任務分担的体制を考へたのであつた。

(3) 沖縄返還に伴つて、同地域のステータスについては、いかに構想がなされてあつた。例へば「核の持ち込み」は認めないが、「戦闘作戦行動」は認めるとの一案もあつたと考へる。これは後者の場合米国の FREE HAND ^を 認められてあつた。沖縄返還の代償として米国内何物かを与へる必要があるとの感しを

与えることは内政的見地からの禁止の
 効果はあるとしても、原則論としては
 矢張り特定の事態に対し、日本が自主的
 に判断を下すの立場をとり、主として
 之を、又東アジアの安全保障について日本の
 立場は IDENTICAL であり、「極東の安全」
 は兩國共通の関心事であるが、日本の
 「極東の安全」のため、米国のとるべき一切の
 行動を是認するとはいえない。一例を
 あげれば、国府支配下の金馬両島の防衛
 である。(米国の「戦闘作戦行動」を
 求めて国府を支援する場合は疑問があるが、
 曾て台湾海峡の危機に際して、米国の
 沿岸島嶼への攻撃が更に台湾への進攻
 を意味するが如き場合は、~~米軍~~

行動するとの趣旨を述べたい。)
 又沖縄基地を「戦闘作戦行動」のため
 自由使用を認めるとすれば(返還後は
 勿論日本の一部である)「日本の知らぬ内に
 米軍が北京を爆撃するかも知れない」
 如き野兎特有の議論を起りうるこ
 ころ。

尚本草案に於て台湾海峡に對しては
 インコロンタルとして政治的考慮を
 加味しなすまでである。

3. 本試案に国内情勢との関連性について
考察

(1) 沖縄返還に伴い、基地のステータスが所謂本土並みになる場合は如何なる方式をとって国内に強み及発火を生ずることは必要である。安保問題は何れも先ず国内問題である。従って本土存続がラフな場合抵抗、サウの線に墜ぶべきことは当然である。韓国防衛と前面に出る場合いかなる一見感觸を与え、戦争に巻き込まれるとの反対論を生ずる。これに対し事前協議条項の内例文は「戦術作戦行動」に「BLANKET APPROVAL」を与える方が一見感觸が抽象的である

との考案がある。然し、これが韓国防衛を含む、利権的事態を含むことは明らかであり、何れにしても韓国、台湾海峡の問題は取り上げらるべき必須である。

(2) 韓国防衛は日本の安全保障に於いて絶対的要請である。韓国防衛に関連し、事前協議条項の運営につき、日本が従来の基本的立場を明確にしていくことは日本自身の安全保障政策上、重要な懸案が未解決であることを意味する。従って米国の了知は國務大臣が韓国は米国の防衛圏外であることについては朝鮮戦争を誘発した一因であることの中核。若し沖縄返還に伴い同地域のステータスが所謂本土

並にこれ、且「戦闘作戦行動」としての
 基地使用についても禁止的性格が強く
 存在する。現在の北朝鮮の動向に鑑み、
 同様の事態の惹起が危険性を否定
 できず、かくして朝鮮半島における戦闘
 阻害への抑止力が弱まることは事実である。
 又日本の基本的態度を不明確な程に
 放置し、万一半島に重大事態が起れば
 何れにせよ日本に去就せよ、国内に
 異常の混乱が起るであろう。

(3) この方式をとる場合、国内において
 韓国防衛のため日本に戦争に巻き込
 まれるとの強い反対が起るであろう。
 又現在の日本の密同気において、
 主権に大がかりなことは隣家の火事

掛かり合いかく存の孤立主義的傾向が
 ある。然し韓国の共産化が民主主義
 国家としての日本に安全を脅威に与へ
 常職であり、左翼以外に中が好ましく
 ない事態であることは認めらるる。
 問題は好ましくない事態ではあっても
 自らに危険が及ぶの限り、目を瞑るこ
 とはいわゆる戦後の国民感情である。
 従って国論の一分を占める如き事態の
 起ることも覚悟せざるをえない。

(4) これに対し政府、与党として、
 べき立場は、第一に日本の安全保障は
 日本本土の直接的防衛の升ては不可能
 であり、日本の安全に不可欠な地域の
 安全が必要である。朝鮮半島の

